

武富士会社更生手続対策緊急110番のお知らせ

兵庫県弁護士会（消費者被害救済センター）では、2月1日（火）午前10時から午後4時まで「第3回武富士問題緊急110番」を開催します。神戸、尼崎、姫路にそれぞれ電話回線を開設し、弁護士が無料で電話相談に応じます。事案によっては継続相談・受任にも応じます。

◆武富士の会社更生手続きが進行しています

東京地裁は、昨年10月31日、消費者金融大手「武富士」について、会社更生手続開始決定を行ないました。

武富士に対して過払い金返還請求権を有する顧客・元顧客は、平成22年2月28日までに、過払い債権の届出をしなければ権利を全て失うことになります。

過払い債権者は、200万人を超えと言われており、様々な場面において武富士の顧客（完済顧客を含む）に対して過払い債権と会社更生に関する情報を告知して権利行使を促す必要があります。今回の110番もそれを目的とするものです。

◆110番の概要

日 時 **2月1日（火）午前10時から午後4時**

方 法 **電話相談（無料）**

電話番号 神戸：**078-351-2290**

姫路：**079-288-0730**

尼崎：**06-4869-7636**

なお、武富士からの借入をしている方の中には他の消費者金融等の借入をしている方もおります。この武富士会社更生をきっかけに債務整理を行うことも助言して行きたいと考えています。

また、債権届出や債務整理について法的支援が必要な方には相談担当弁護士が継続相談や受任して引き続き対応をします。